

丸わかり！修繕費用の負担区分

その11
共用廊下編

- ・東京都が費用を負担する修繕 → 「東京都負担」
- ・みなさんに費用を負担していただく修繕 → 「みなさん負担」

※費用区分が「東京都負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費用は「みなさん負担」となります。

- 下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。
- 住戸のタイプにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
- 図示にない設備の負担区分はお問い合わせください。

雨水排水管・排水トラップ 1

- ・詰まり、過失により破損した = みなさん負担
- ・経年および腐食により破損した = 東京都負担

排水目皿 2

- ・詰まり = みなさん負担
- ・破損した（腐食による場合も含む） = みなさん負担

各戸表示板（室名札） 3

- ・破損した、脱落した = みなさん負担

共用灯、排気口、壁・天井上裏 4 5 6

- 共用灯
 - ・球切れ = みなさん負担
 - ・破損した（カバー、点灯管、スイッチ） = みなさん負担
 - ・本体の不良 = 東京都負担
- 排気口（換気口含む）
 - ・破損した、紛失した = みなさん負担
- 壁・天井上裏
 - ・脱落した、浮いている = 東京都負担
 - ・塗装がはがれた = みなさん負担

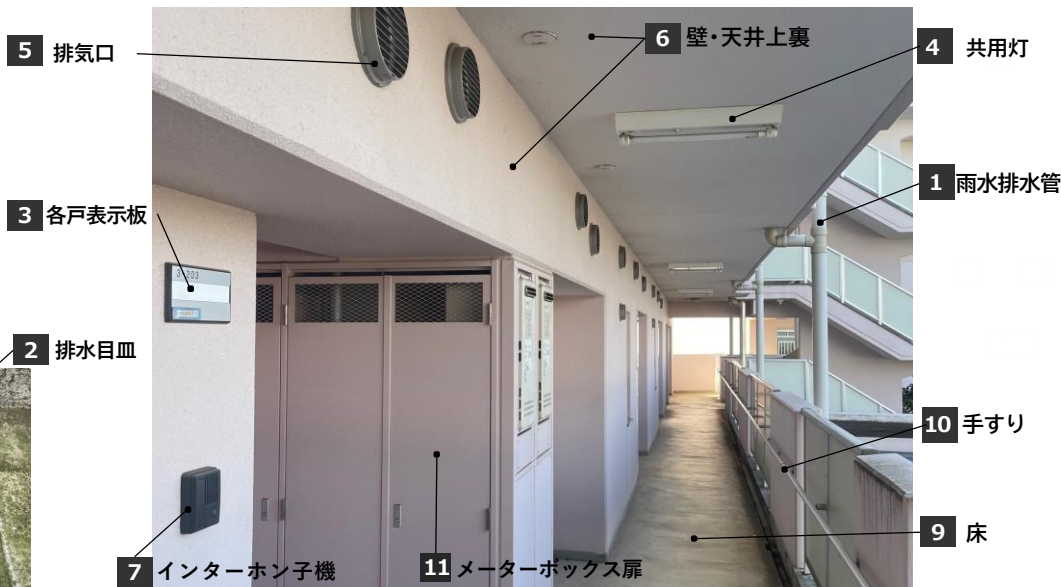
チャイム・インターホン子機 7

- ・故障 = みなさん負担
- ・非常警報器付インターホンの作動不良 = 東京都負担



◆注意事項◆

共用廊下は緊急時には避難路となります。
廊下上には物を置かないようにしましょう。



牛乳受け 8

- ・破損した、脱落した = みなさん負担

床 9

- ・ひび割れなどにより階下へ漏水した = 東京都負担

手すり 10

- ・破損した = 東京都負担
- ・塗装がはがれた = みなさん負担

メーターボックス関連 11 12 13

- 扉
 - ・開閉不良 = 東京都負担
 - ・塗装がはがれた = みなさん負担
- 水道バルブ
 - ・固着している = 東京都負担
 - ・水漏れ = 東京都負担
- 給水管
 - ・水漏れ = 東京都負担

